

医療費支払いのしくみについて



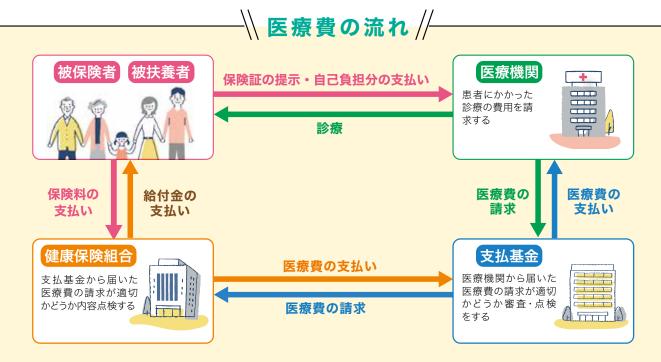
医療費は、医療機関にかかったときに提供された治療費等の医療サービスに対する対価となるもので「診療報酬」といいます。診療報酬は、1点=10円で計算され、初診料や再診料、検査、処置などの医療行為ごとに点数が設定されています。

診療報酬は、景気の動向、新たな医療技術や新薬の開発などの医療事情、国の政策などを反映するために2年に 1度、金額や内容が見直されます。

一部負担金について

被保険者や被扶養者が保険証を提示して医療機関に 受診したときは、医療費の自己負担分(2割または3割) を医療機関へ支払います。一部負担金の割合は法律に より定められており、年齢によって異なります。

自己負担割合		
義務教育就学前		2割
義務教育就学~70歳未満		3割
70歳以上75歳未満	現役並み所得者	3割
	一般所得者	2割



医療機関では、1カ月分の診療報酬の点数を取りまとめた診療報酬明細書(レセプト)を作成し、審査支払機関である「社会保険診療報酬支払基金」(支払基金)を経由して健保組合へ医療費(7割または8割)を請求します。

支払基金では、医療機関から請求を受けたレセプトの内容が適切であるかを審査したうえで、健保組合ごとにレセプトを取りまとめ、医療費を健保組合へ請求します。また、健保組合から支払われた医療費を医療機関へ支払います。

健保組合では、支払基金を経由して医療機関へ医療費を支払います。また、レセプトを精査し疑義がある場合は再審査の依頼や、レセプトに基づき保険給付金を支給決定する業務を行います。

1年間(1月~12月)に支払った医療費等が一定額を超えたときは、確定申告により所得税の一部が還付される医療費控除が受けられますが、確定申告書類には支払った医療費等を記載する必要があるため医療機関から受け取った領収書は大切に保管しておきましょう。